近代京都「町」における自治

―明治期における「日記帳」-

— 三 記 世 二

奥西

田村

在卓

以

はじめに

明治一一(一八七八)年に始まり、各町に「公同組合」が設立奨励されていく明治三〇(一八九七)年までの、東玉屋町(現京都市中 明治十一年 寅六月吉日」と日付が付され、裏表紙には「上京第廿八区 京区二条鳥丸西入)の「町」運営全般にわたっての記事が収録されている。「町」での協議・取り決め、人の出入り、「町」内におけ ら読み解くための基礎資料である。 る土地家屋の売買、行政からの布達、「町」内の年中行事、諸税・諸掛の負担等などである。文字通り、「町」自治を、「町」の側か 今回、 紹介する史料「日記帳」は、 銅駝会文書中、整理番号4−11−5を与えた七○丁ほどに及ぶ書冊史料である。表紙に「戊 東玉屋町」と記載があるように、この「日記帳」には

ての東玉屋町の沿革、銅駝会と薬祖神祭、「町」自治の変容、「町」の祭祀に触れた。本稿とともに参照されたい。 目録番号である。その目録発表に際し記した解題では、 同文書発見と整理・目録作成に至る経緯、同文書群の構成、 同業者町とし

銅駝会文書に関しては、その史料目録を『経済学論叢』第五六巻第四号(二○○五年二月)に発表した。左記の整理番号は、その

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

このシステムは、近代に入っても基本的には継承され、明治一二 (一八七九) 年の郡区町村編成法の施行、明治二一 (一八八九) 年の ステムを維持してきたのである。 近世京都での「町」自治は、文字通り建物・土地を所有する家持層に依るものであり、借家層は排除されるのが通例であった。 明治三〇(一八九七)年の公同組合の設置奨励を経過しても、「町」独自に内規などを設定して、実質的にそのシ

家持自治から借家を含めた住民自治へと質的な変化を見せ始めるのである。 しかし、明治末から大正期にかけて、「町」運営の弊害が社会的に認識され始めたこともあり、少なくない「町」の運営システムが

その変化の姿をまず描き切ることの必要性を強く感じている。 様々な指標からその「都市化」を検証することの必要性を認めつつ、生活単位としての家族が居を構える「町」というレベルから、 こうした変化の原因は、京都における産業社会の発展による「都市化」が大きく影響したことは想像に難くないが、 われわれは

行政は様々な方策を施すが、その妥当性は地域住民組織の側から検証されるべきなのである 協同性を弛緩させ、時にはそれを空間的・物理的に破壊する場合もあり、いわゆる「都市問題」を引き起こす。その解決のために そもそも、「都市化」という現象が、一方で生活の改善という側面を持ちながら、他方、旧来から機能していた都市コミュニティの

その上を鉄の塊が恒常的に通行することによって、物理的に「町」を分断する結果となるのである。この「町」の分断が、どのよ うな影響を住民の生活に与えたか、やはり、 す結果となった。しかし、他方、両側町としての京都の「町」の協同空間のなかに、軌道として私企業や「公」の所有地が発生し、 電」の敷設といった一連の都市交通網の整備は、労働力の移動を容易にし、流動化を促進し、それが産業化の一層の発展をうなが たとえば、明治二八(一八九五)年に京都電気鉄道が営業を開始し、明治四五(一九二二)年に始まる三大事業の一つとしての「市 われわれが「町」という単位にこだわりつつ、京都という近代都市の歴史的変化を明らかにしていく作業を進める所以である。 自治の基礎単位としての「町」の側から検証せずには浮かび上がらないのである。

地蔵尊を営み、総代を置いて自治を行っていた。 年までの間、東玉屋町が自治組織として全く機能しなかったわけではない。明治二八(一八九五)年には「東玉屋町々則」を作成し、 り決め以外、明治二九(一八九六)年四月まで『日記帳』は記されなかった。しかし、この明治二二(一八八九)年から二九(一八九六) とあり、次の頁には大きく「×」が記されている。その後、冒頭に添付されている罫紙の明治二三(一八九〇)年六月の「町」の取 本史料の後半部、 - 明治二二 (一八八九) 年中の役職を記した箇所には、「別段日記扣ルニ不及候由ニ付、今后不持候事決定候也」

この時に二条通北側の玉屋町と南側の東大黒町が合併してできた「町」である。 まず、京都では明治二(一八六九)年、第二次町組改正によりこれまでの上京と下京の境界が二条通から三条通に変更され、上京 三三番組、下京三二番組が成立した。この番組=学区(明治二五年以降の名称)が、いわゆる「番組小学校」の単位となる。東玉屋町は この明治二二(一八八九)年の持つ意味を考える前段階として、それまでの行政と「町」の関係について簡単に説明しておきたい。

二二 (一八八九) 年に市制特例が施行され、戸長が廃止されるとともに「学区」も行政的位置付けを失うこととなった 戸を目安として置かれることとなる。明治一二(一八七九)年郡区町村編成法が施行されると、「学区」が戸長区となったが、 けられることとなったが、このとき一町に対し一人の戸長を置いたため、戸長が千数百人に上った。しかし、それでは経費がかか に一人となり、 るということもあり、明治七(一八七四)年には、約二○○戸を目安に戸長一人が置かれるようになったことで、戸長は六~七カ町 明治五(一八七二)年に、番組の呼称は「区」と改められ、各町には戸長が置かれた。これにより、「町」は行政の末端に位置付 「町」は行政的な単位としての位置付けを失うこととなった。その後、明治八(一八七五)年には、戸長が約一〇〇

明治二二(一八八九)年という年は、京都が市政特例の施行により、京都市となった年であった。この市政特例の施行にともない、

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

以降の記載がなくなったのは、こういった「町」と行政との関係の変化と無関係ではないであろう。 特例の施行により、「町」の業務からそういった行政の補助的業務は失われたのである。本史料において、明治二二(二八八九)年 達の周知などといった行政事務の一部を負担してきた。前述のように「町」に戸長が置かれ、「町」が行政の末端に位置付けられて いたのは明治七(一八七四)年までであったが、実際にはその後も「町」は学区の下で徴税業務などを代行していた。 京都市は行政事務を一括して管掌することとなる。それ以前には、戸長を通じて、「町」や学区が住民の把握、 徴税や役所からの諭 しかし、市政

て衛生組合並連合衛生組合設置標準を設けた。それを受けて『日記帳』が再開されたものと推察される。 二○(一八八七)年に「町」を単位として設置奨励されたが、その設置は上手く進まず、明治二九(一八九六)年京都市は、あらため その後『日記帳』は、明治二九(一八九六)年四月の東玉屋町内における衛生組長決定の記録から再開される。衛生組合は、 明治

その設置を求めたとする見解がある。確かに、この『日記帳』の中断に見られるように、「町」にとって市政特例の影響は少なくな が増大した京都市の側にあったと言えるであろう。 かった。しかしながら、先に述べた通り、東玉屋町はこの間にも地蔵尊といった年中行事を継続しており、 "町」の自治は、この間も機能していたのである。そのように考えると、公同組合の設置の要請はむしろ、 明治三〇(一八九七)年の公同組合の設置については、市政特例によって「町」自治の伝統が廃絶の危機にあったため、「町」が 市政特例により行政事務 町規約も改正している。

(二) 住民の把握

近世から伝統的に「町」で行われており、「町」自治の根幹を支える問題として厳しく行われてきた。近代においても「町」のそう の立合が必要であった。 いった性格は維持されていた。例えば、東玉屋町では、土地・家屋の売買では売主と買主双方に請人が必要とされ、受け渡しには「町 本史料には、「受籍証」、「送籍証」あるいは不動産の売買といった人の出入りに関する記録が多く見受けられる。住民の把握は

的な「町」自治を基礎として成り立っていたのである。本史料の「受籍証」や「送籍証」の宛所に、戸長という役職名が多く見ら 方、行政による住民の把握は、戸長の業務であり、 戸長は「町」を通じて住民を把握していた。行政による住民把握は、 伝統

れるのは、こういった行政上の理由によると考えられる。

だ不明な点が多いが、この事例は近代における用人と「町」の関係を明らかにする上で重要な意味を持っていると考える。 町で用人を勤め、その後町会所で荒物・理髪業を営んでいた小林元七に売却された。近代における用人の問題については、まだま いる事例がある。 これらの記録の中で、明治二二 (一八八九) 年一月に「町」持ちの土地と家屋が、当時の総代であった森平三郎に登記移転されて 同様の事例が、同町『式法帳』にもみられ、この「町」持ちの土地・家屋は、明治一二 (一八七九) 年まで東玉屋

(三) 嘆願活動

鑑み、「町」から行政へ延納の嘆願を行ったのである。 御願」として、未納地税の延納願を「町」から京都府知事北垣国道宛に提出している。その理由には、「物価騰貴民費相嵩候」と訴 が波及していない段階であり、実感として一般の住民にとっては物価が高いという感覚があったことが伺える。そのような状況を えている。明治一五(一八八二)年は、松方正義の財政政策によって物価下落が企図された時期に当たるが、いまだ市中にその「効果 しただけではなく、行政に対して嘆願活動も行っている。本史料では、明治一五(一八八二)年に「市街地税未納年賦延納之儀ニ付 「町」は、これまで述べたように行政の補助機関としての役割も果たしてきた。しかし、「町」は、ただ行政の業務を末端で遂行

いたことがわかる。 このように、「町」は行政の補助業務を上意下達で遂行するのみならず、下意上達の役割も果たし、町住民の利益を守ろうとして

六

(四)薬種同業者町としての性格

ている。それによれば、 本史料冒頭の明治二三(−八九○)年の「町」の議決事項には、東玉屋町の年中行事である薬祖神祭に関する集金の方法が記され 薬祖神祭の造り物の経費は、「家持一流。并ニ借家ノ薬店」から、一戸に付き三五銭が集金されることにな

と呼ばれる中心的な位置付けにあった。薬祖神祭は、東玉屋町の町内にある薬祖神を祀る年中行事で、薬種同業者町の年中行事と 用いられたのである。 しての意味合いが強い行事である。この祭には、家持と借家の区別よりも、薬種商を営んでいるかどうかが費用負担の基準として 東玉屋町の所在する二条烏丸を中心とした地域は、近世以来の薬種商による同業者街であり、東玉屋町はその中でも「二条四丁町

とが、この史料から伺える。 ような特別な意味合いを持つ年中行事では、家持と借家という区分ではなく、薬種商という職種を基準とした論理が働いているこ 表通りに面した家屋に居住する表借家と、表通りから奥に入った家屋に居住する裏借家に区分する場合もある。 般的に、京都の「町」の住民構成には、大きく分けて不動産所有者である家持と借家の区別がある。「町」によっては借家を、

経済的に見れば家持と借家に大差が無いと判断され、 ば、東玉屋町の明治二八(一八九五)年の「東玉屋町々則」では、「軍事及衛生予備費」が家持の場合月に五銭徴収され、借家の場 基準は、 東玉屋町のような商業地域においては、例え借家であろうとも経済的には家持と変わらない地位の者が居たと考えられる。つまり 合には月に三銭徴収された。しかし、この神農尊では、薬種商であれば家持と借家を問わず、同額が課せられている点も興味深い。 また、年中行事や「町」の経常費の収集では、こうした住民の区別を基準として、その額に差が設けられる場合もあった。例え 商業地における「町」を分析する上で考慮せねばならない点であろう。今後の課題である。 同額が徴収されたのではないだろうか。このような経済力を指標とした判断

- (1)奥田以在「近代京都『町』における家持自治の転換—東玉屋町、仲之町を事例として—」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第七六号· 二〇〇六年三月)参照
- (2) 京都市市政史編さん委員会編『京都市政史 (京都市市政史編さん委員会『京都市政史編さん通信』第三号、二〇〇〇年九月、参照。 第一卷 市政の形成』(京都市、二〇〇九年三月)第Ⅰ部第二章、小林丈広「町の記憶、学区の歴史」
- (3)小林丈広「公同組合の設立をめぐって─一八九○年代の地域社会と行政─」(京都民科歴史部会『新しい歴史学のために』第二三四号、一九九九
- (4)小林丈広、同前論文、辻ミチ子『転生の都市・京都―民衆の社会と生活―』(阿吽社、一九九九年)第二章、参照

年六月)参照

- (5) 奥田以在「式法帳と『町』規約―京都二条烏丸東玉屋町 二〇〇五年二月)参照 銅駝会文書所収史料—」(同志社大学経済学会『経済学論叢』第五六巻第四号
- (6)小林丈広「京都の町組織の再編と公共的業務―清和院町を中心に―」(伊藤之雄編『近代京都の改造―都市経営の起源 ミネルヴァ書房、二〇〇六年四月所収)参照 一八五〇~一九一八
- (7)「東玉屋町々則」は、奥田以在前掲史料紹介(注5)に全文が掲載されている。

۶ .

- 一、原文には適宜読点「、」を付した。
- 一、原則として常用漢字を用いた。
- 、かなは、現行のひらがな・カタカナに改めた。但し、者、江、之、而についてはそのままとした。また、者、江、而については、 文字のサイズを小さくすることで明示した。

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田)

七(九二六)

、欠字および平出については、読点を付し続けた。

、判読不明な文字は、その字数だけ□を用いて示した。

、抹消部分は「」でくくり、(以下抹消)と傍注を付した。

した。また、明らかに誤字の場合には、傍注()で正字を付した。

、意味が通じにくいが原文のままとした場合には(ママ)、原本の文字に疑問があるときは(カ)あるいは(脱)として傍注を付

、三四ページ上段の人名の頭にそれぞれ符牒が記してあるが、文字化できないため「△」を付し、それを示した。

*解題の執筆は、「はじめに」を西村が、「本『日記帳』の特徴的内容」を奥田が担当した。なお、本稿執筆にあたっては、平成 十九・二○年度私立大学等経常経費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費(研究科分)の助成を受けた.

戊明治十一年

(裏表紙)

上京第廿八区

東玉屋町

町内共有金利子

廿三年六月十九日

壱ヶ月八朱定メ

地蔵尊入費改正

今般一流協之上、左之件々改正候也

寅六月吉日

日記帳

総テ当番ノ負担ニシテ、町入費江差出ス可カラズ

神農尊造り物入費

是迄入費取集メ、残額ハ町入費ニ操込来ル処、 向後左

ノ集メ之余ハ、其当番ニテ弁スル事

集金 壱戸金三拾五銭 家持一流并二 借家ノ薬店共

帳簿検査ノ節入費 但シ、十四戸ノ予定

其節可成節検ヲ以テ町費江可差出し事

但シ、抱屋敷者此費ヲ除ク

御千度ノ節ハ、 町箱ヨリ金壱円也 町中立会決義ス 御神酒料 差出ス事

明治廿三年六月

日記長で 始メ

受籍券

上京第廿八区東玉屋町

明十四初 当壱年十一ヶ月 妹 うの

二罷越候二付、 右之者、今般当村第百四拾四番地住居山田清兵衛殿方江養女 送籍被指出候、 自今当村内へ編籍可致候也

明治十一年六月

戸長 稲葉長兵衛殿

送籍証

第五十六号

明七五 当世弐年五ヶ月 当町 大槻新三郎

メ壱員

出候二付当町除籍候条、 右之者、今般該町駒井ゆう借家第廿壱番地江転住致し度旨申 自今貴町御加籍有之度候也

戸長 嶋林専助殿上京第廿九区仁王門町 戸長 稲葉長兵衛印 上京第廿八区東玉屋町 (警司)

明治十一年六月十七日

雇入御届書

九 (九二四

第廿三号 朱印

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

0 (九三三

明八]初 長男 藤一郎 新鳥丸夷川上ル藤木町 山田源治郎 山田源治郎

御座候間、

此段御答奉申上候也

明治十一年六月十九日

東玉屋町

山村太七印

戸長

稲葉長兵衛様

茶畑当町内所持之者有無共御尋ニ付、

早東二取調候処、無

右之者雇入仕候間、 此段御届ケ申上候 也

届 入 雇

小西金兵衛雇入

明治十一年六月十七日

雇入

暇出 届ケ証

掛見喜兵衛雇入 基介

同 慎治郎

届

ケ

出暇

同 さな

〆三人

此段御届ケ申上候也

右三人之者、本日暇遣シ候間、

明治十一年六月十七日

東玉屋町

山村太七印

戸長 稲葉長兵衛様

御答証

右之者本日暇出シ候間、 此段御届ケ申上候也

ケ

明治十一年六月廿四日

惣代-

印

朱

当廿二年五ヶ月 大槻新三郎 末御町

メ壱員

送籍証被差越正

割 |第弐百五拾四号

二落掌致候、自今当町江編入可致候也 明治十一年六月

右之者今般当町第廿壱番地江転宅致候ニ付、

出暇

小西米介雇入

受籍証

印

上京第廿八区東玉屋町 上京第廿八区東玉屋町

送籍願書

当町 広瀬半兵衛

メ壱員

右之者、今般上京第拾六区葭屋町上長者町上ル南俵町三百四十一

但し、右町戸長 安田乾元殿へ

番地住居広瀬うた方へ送籍御願申上候

明治十一年七月一日

東玉屋町

山村太七印

戸長 稲葉長兵衛様

送籍証

広瀬半兵衛 当町

右之者、今般該町第三百四拾壱番地広瀬うた方へ引越度旨申

明治十一年七月

自今貴町へ御加籍有之度候也

出候二付、当町除籍候条、

上京第拾六区葭屋町上長者町上ル

户長 稲葉長兵衛 上京第廿八区東玉屋町

南俵 (ママ) 戸長町

安田乾元殿

梅干 廿五樽

大根漬

七拾五樽

客年四月以来、大阪軍事病院へ右弐品献納致シ候処、其 右府下平民

納相成候二付、当人名前并二区町名共判然不仕、因而各 際前書之如ク唯々平民ト而已記裁有之、直々右病院へ献

区中無漏有志之者有無共御取調至急答書御差出可有之候

也

七月五日

右之通リ達ニ付至急取調、

七月六日

本日中ニ有無共答書可差出候也 総区長

区長

右御取調二付、左之答書差出候事

梅干廿五樽 大根漬七拾五樽

右客年四月以来大坂軍病院へ献納致シ候者御尋ニ付、

迅速取

調候所、

当町内ニ者無之此段御届ケ奉申上候也

七月六日

東玉屋町

山邨太七印

一 (九三三)

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

一二 (九三二)

刻、 暑中ニ付七月一日ヨリ当府庁午前第六時出頭、 依之諸願伺届ケ等午前第九時限ニ而、 十二時報刻 同七時報

退庁二相成候条、 此旨為御心得早々及御通知候也

七月五日

総区長

戸長 稲葉長兵衛殿当区東玉屋町

明治十一年七月六日

右 戸町 長

上羽利介印

予防行届ケ候様御沙汰ニ付、 寅列刺病予防之義ニ付而者、兼而御達シ有之候ニ付、一層 区戸長ヨリ毎戸無漏御注意

可有之候、此段至急御達シ申入候也 七月五日

総区長

右之通リ御達シ有之候ニ付、 厳重二御取締可有之候也

七月六日

区長

自今弊町江編入候也

送籍証

明七五|初 当七年十ヶ月 小野九六|再 小野伊兵衛養男 小野伊兵衛養男 上京区第廿八区秋之々町 明七五 初 不明九六 再

計壱員

今般其御町五百拾六番地江分家為致度旨申出候二付、

自今其御町へ御加籍在之度候也

右之者、

印 割 朱

任其意当町除籍、

割

印

朱

受籍証

当七年十一ヶ月 小野太三郎 小野伊兵衛養男

右壱員

右之者、今般当町五百拾六番地江分家致候二付、送籍券被差遣 明治十一年七月八日 上京第廿八区東玉屋町 (養)

戸長 上羽利助殿当区秋野々町

出

シ

右之者、 本日暇遣シ候間、 此段御届ケ申上 候也 暇

半井万介雇入

明治十一年七月九日

暇

出

シ 右之者本日暇遣シ候間、此段御届ケ申上候也

明治十一年七月九日

山村太七雇入

過日来書面御差出二相成候今般起業公債証御引受之分、手金

有之候、其節書面御差添ニ不及、金子等印形御持来ニ而宜敷 或ハ皆金御随意三井銀行第一国立銀行両所之中へ早々御送可

候事

戸長 稲葉長兵衛様

惣代 山村太七印 東玉屋町 (讀)

番外第廿七号布達シ儀ニ付、 脚気病取調有無共明後十二

日迄二答書御差出可有之候也

区長

但シ、本月十五日ニ相納メ候分ハ、 相渡候、十六日已後者本月利子無之候事、右次第二付、来ル 本月半ヶ月分之利子被

十五日迄二御申込可然存候也

前条各町起業公債証引受之方々御取調二而、 夫々無漏早々御

通知可有之候也

七月十一日

諭導方

送籍証

第五十九号

右之者、此度当町広瀬うた方へ引取候ニ付、

御送籍相成、正 広瀬半兵衛

二落手候也

第四十二号

受籍証

七月十日

慶応元丑一月五日生 喜代田源助 当町

計壱員

申出候ニ付、当町除籍候条、自今貴町へ御編入有之度候也 右之者、今般該御町六拾四番地喜代田源介借家江移転致度旨

戸長 稲葉長兵衛殿上京廿八区東玉屋町

明治十一年七月

上京第十六区北俵町

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

一三(九二〇)

户長 稲葉長兵衛 上京第廿八区東玉屋町

戸長 勝見儀兵衛殿上京第廿四区冷泉町

明治十一年七月十四日

送籍証

出候ニ付、当町除籍候条、自今貴地へ加籍有之度候也

右之者、今般該村八拾九番地和田光胤方へ養女ニ差遣度旨申

明治十一年七月十四日 上京第廿八区東玉屋町 (鷹)

戸長 鴨脚秀経殿愛宕郡第二区下鴨村

送籍証

浅井平兵衛

明治十年九月生 - 蘇 まさ - まで

十六日午前第八時迄二御差出可有之度候也

当春衆評之通、博覧会之割左之通リ徴収為致候間、

明

地価金拾円ニ付 壱銭ツ、

表家壱戸ニ付 壱銭弐厘ツ、 七月十五日

送籍券

三拾六年七月

八拾弐年五月 公市

明治十一年七月十五日

戸長 千田長右衛門殿下京第四区御射山町

旨申出候二付、当町除籍候条、 自今貴町へ加籍有之度候也 右之者、今般該御町弐百九十四番地川橋十籠方へ縁付致し度

上廿八区東玉屋町 (曹)

当世年七月 みし

三拾五年十月 妻 いと

長男 勇治郎

長女 やへ

〆五員

右之者、今般該町第五百壱番地へ転住致し度旨申出候間、

当

町除籍候条、自今貴町 へ御加籍有之度候也

明治十一年七月

戸長 藤井仁兵衛印 上京第廿八区金吹町 (書

戸長 稲葉長兵衛殿同区東玉屋町

町中坪数并二地価

総計八百七拾九坪五合 坪数高町中

内壱坪ニ付三拾銭替

金高金弐百五拾九円九拾八銭

又 同 九拾銭替 金拾壱円六拾壱銭 小利介殿地所

総金高 金弐百七拾壱円五拾九銭也

地所授与相続二付御書替願

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

上京第廿八区東玉屋町 第五百拾六番地

右之地所、今般養男小野太三郎授与相続致候二付、

御聞済之

上者、御規前之通御証印税上納可仕候間、 同人名前之御証券

御書替御下渡被下度奉願上候也

明治十一年七月

譲渡主 小野伊兵衛印上京第廿八区秋野々町

譲受主 小野太三郎印 右小野伊兵衛養男

稲葉長兵衛

戸長

野橋作兵衛

区長

京都府知事 槙村正直殿

地所分地合併ニ付御書替之願

上京第廿八区東玉屋町 第四百九拾八番地

右之地所、今般別紙図面之通奧行ニ而南北弐間半東西弐間三

尺五寸、此坪六坪三合七勺、金壱円九拾壱銭壱厘、 壱坪ニ付

三拾銭替以、同町小西市兵衛へ売渡、第五百番地へ合併、

4 納可仕候間 残候表口三間七寸、裏巾弐間三尺五寸五分、奥行八間弐尺弐 私所持仕度候間、 御証券御書替御下ケ渡被下度、 御皆済之上者御規則之通リ御証印税上 依之旧券状弐诵

奉返上、双方連印ヲ以、

此段奉願上候也

明治十一年七月 上京第廿八区東玉屋町

右同町

買主 小西市兵衛

戸長 稲葉長兵衛

区長 野橋作兵衛

京都府知事 槙村正直殿

上京第廿八区東玉屋町南則五百番地

八間三尺弐寸 1 | 間| 1 | 尺五寸

上京第廿八区二条通室町東入東玉屋町南側五百番地

小西市兵衛 地主

六間二寸五分

右町南則第四百九十八番地

二銭 御券金九円三拾坪 新寿面

山村太七 地主

右之地分地合併左之通

表口 三間三尺五寸五分 八間三尺五寸

川戸七十 六間一尺七寸五分



小西市兵衛

朱 割

喜代田源助姉 喜代田源助姉 該御町

計壱員

此怙券金九円〇八銭 此坪数三拾坪弐合七勺 但シ、 壱坪ニ付三拾銭

上京第廿八区二条通室町東入東玉屋町南側第四百九十八番地

111三十 六間一尺七寸五分 八間弐尺弐寸 山村太七 地主 ||1|見四寸 二間四寸五分 二間三尺五寸五分

此坪数廿四坪八合三勺 但シ、壱坪ニ付三拾銭

此御券金七円四拾五銭

印

右之者、 今般当町六拾四番地江転居二附籍券被差越正二落掌

明治十一年七月十六日 上京第廿四区冷泉町

勝見儀兵衛印

致候、以来当方江加籍致候也

戸長 稲葉長兵衛殿上京第廿八区東玉屋町

受籍証

該御町

父 松市

妻 いと

長男 勇治郎

やゑ

長女

右之者、今般当町五百壱番地江移転致候二付、 計五員 送籍券被差越

七 (九一六) 自今弊町江編入候也

受籍証

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

八	
九	
Ŧi.	

一 裏家 同 四銭	一 表家 同 八銭	一 裏家 同 三銭七厘五毛	一 表家 同 七銭五厘	一 裏家 同 九銭	一 表家 壱戸二付 拾八銭	右同段 ニ付 八厘弐毛ツ、	右同段 二付 拾銭四厘ツ、		地価金拾円ニ付 壱銭五厘ツ、	一 明治十一年後半季分前徴集メ左ニ	戸長 藤井仁兵衛殿 当区金吹町 当区金吹町 - 上京第廿八区東玉屋町明治十一年七月 - 上京第廿八区東玉屋町
同	戸長給料	同	区長給料	後半年分	巡査費	地券調費	会儀所費	77.7	役給料総区長同書役同助勤		戸長 稲葉長兵衛印
内 金八円廿三銭六厘 地価割	計 金拾六円四拾七銭二厘	一 金八銭二厘 活版代	一 金三円四銭 物品損傷償却	一 金五円四拾銭 北村氏日当	一 金壱円八拾銭 川端氏日当	一 金壱円拾五銭 出品運輸賃	一 金五円 会中火防費	博覧会八春計算書	右達二付、暫時相見合可申候也	七月十八日	区長右之通リ取集メ、廿日午前第九字迄ニ相納可申候也七月十九日午後四字・上京第三社月当番ヨリ之達シニ付、此段至急御通知申候也

メ但シ、本日出府仕候処、後半年前徴金集メ之義、賦課法

右之通相違無之候也

十一年七月

区長

又 金八円廿三銭六厘

戸数割

品替リ相成候ニ付、徴集メ方暫時御見合可被下様区長衆

一 人口 壱人ニ付 五厘ツ、

戸籍徴兵并ニ調費

但シ、坪割金拾円ニ付壱銭ツ、

又壱戸ニ付壱銭弐厘裏家出ス

十一年七月十六日 相納メ候也

皇国地誌編輯市街例則

唱、

市街誌

ヲ記シ、遺漏ナカランヲ要ス 本誌全市ノ景状ヲ知ラント欲ス故ニ、本例ニ照準シ細密ニ之

上下京第何区 其町

本町元公武某氏ノ邸第年号干支月日新ニ市街ヲ開キ町名ヲ下 ス、或ハ社寺同除地火除地其他開拓埋之等上シ同シキ類、又

ハ元某町ト改、或ハ分割別ニ一町ヲナシ、新ニ今名ヲ下ス

又ハ里俗某ト唱フ類、但シ、延暦コレ後皇宮諸門官署、尤右 京ノ坊保街巷旧名俚スヒ公武館址ノ類ニ至ルマテ、古昔ニ遡

ナルハ其年号類ト記シテ可ナリ

リ得ヘキハ其大略ヲ摘記シ、毎事年号干支ヲ揚クヘシ、未詳

但シ、明治元年以後分合町分ハ、記載ニ不及候事

明治十一年七月

京都府

答書

市街誌御編輯二付上申書

上京区第廿八区 東玉屋町

今般市街原田御調査ニ付テハ、当町儀古来ヨリ北側玉屋町ト

南側ヲ東大黒町ト唱来レリ、何タ由縁ニ因テ称シタル哉

二関係ノ書物一切無之、且何レノ年代ヨリ右町名ヲ附シ候哉 不分明二就、町中所持旧記帳簿等悉皆取調致シ候得共、古昔

明治十一年七月

不詳、尤伝聞ノ儀モ承知不仕候付、此段奉申上候、

以上

東玉屋町

山村太七印

受籍証入 封之侭ニ

下京第四区御射山町

戸長

七月廿六日

戸長稲葉氏へ相渡候

二日迄、 三品敬仁親王、去廿六日薨去ニ付、今三十一日ヨリ明後八月 日数三日之間歓舞音曲無停止候条、 即喜裏屋ニ至迄

(九一三

近来小児遊具笛之内、巡查非常相図吸子笛之音ニ紛敷

道路二次歩行成者有之二付、以後吸子二紛敷翫弄

無漏可相達候也

七月三十一日

笛、

御通知候也

不致候樣、各小児父兄之者へ御注意置有之度、

此段及

寄留券

也

吸子二紛敷笛販売不致候様、懇二御注意置有之度候 但シ、各区内翫弄物販売致候者有之候ハ、必ズ談

〆壱名

出不申候ニ付、十一年八月九日改取戻し候、右寄留証喜代 但シ、右寄留証之義、戸長稲葉氏へ差出シ候得共、請取証

右之者、今般該御町内喜代田源介方江、本日ヨリ日数弐百日

田店嘉七殿迄返済候也

町御作法通御執計被成下候也 之間寄留致度旨申出候二付、 此券附与致候条、 右寄留中該御

石町 長 太田伊三郎印

戸長 稲葉長兵衛殿上京第廿八区玉屋町

下京第拾九区御影堂前町下京第拾九区御影堂前町

十一年七月廿六日

総区長

右之通区長衆より諭達有之候間、 夫々注意有之度候也

十一年八月三日

戸長

雇入届ケ

雇入 届

京都府下伏水第三区備後町 京都府下伏水第三区備後町 殿むら長兵衛雇入

当拾壱年壱ケ月

暇出届け証

右之者本日雇入候間、

此段御届ケ申上

明治十一年七月廿七日

諭達

殿むら長兵衛雇入

下女 与惣吉 もん

右之者、 両人本日暇遣シ候間、 此段届ケ申上候

け

届

出 暇一

惣代 山村太七

八月四日

梅村重郎兵衛様へ入目録通リ引合、 町惣代役交代期限ニ付、 前役小谷忠兵衛殿御立会之上、 諸帳面其外一切相渡

シ、 無滞交代相済候也

明治十一年八月七日

山村太七 前役

脚気病先月以来より本月迄取調仕候へ共一切無之候、 此

段御断奉申上候

十一年九月六日

梅村十郎兵衛

先年以来より賞典願リ候者者、 当町内取調候へ共一切無

之、 此段御断奉申上候

十一年九月六日

同

人

明治十二年寅三月廿二日

松井宗三郎

右本日用掛被申付候間、 為心得及御通知候也 筆生

各町人民警察署ヨリ呼出等之節、是迄戸長付添出頭致来候

爾後ヲ除ク当人江戸長可付添事件ニ候ハ、、 今般御正二付而者、 戸長壱名ニテ事務多端之義ニ付 其町分伍頭及

但シ、戸長ヲ可要事件者此限ニ非ス

町分ノ内ヨリ付添出頭可致、此段相達候事

明治十二年三月十九日 上京区

杉浦三郎兵衛

右之通達有之候条、自今其町之人民警察署ヨリ呼出之節者

伍頭及町分之内ヨリ添出頭致、其事由可届出事

名致候条、 今般依願拙者義利貞と改名、書記青山長兵衛義者、 為心得此段相達候也

長祐と改

明治十二年三月十九日

上京区長 杉浦利貞

地所売買直段書

東玉屋町第四百九十八番地壱ヶ所

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

二 (九二三)

二三(九一二)

此坪数 三十壱坪弐歩

代価金 九円三拾六銭 但シ、壱坪三十銭割

右之通御座候

明治十二年七月廿日

総代役 明治十三年八月一日 先役 小西市兵衛殿

跡役 矢沢 兵衛殿

立会役中所持之物品引合之上更二交退 当^{(マ}マ) 退

加藤儀兵衛受

転宅人亦者営業人車ニ書可出ス旨ニ付、 加藤政治郎殿当町江来住之節、先役より早速届書差被出 今般勧業場ヨリ御下ケ附之木札返上ニ付、 則届ケ書取斗候 新二

并二是迄御下ケ附木鑑札、町中取集メ十八枚二戸毎ニー

枚持之印書ヲ以八月二日下江名前相印、 役場ニおゐて長

野氏江返上候事 但シ、木村ハナシ

右平三郎義、 八月七日浅井平兵衛殿弟平三郎殿義二付、母八重殿被参 去ル年ヨリ上京区七組西北小路町安達この

> ニテ残念と相成候 二浅井ヨリ上江通知手違ニ而、最早七区より送籍出之跡 日より平三郎名前ニ致度旨届書持致願候事ニ取斗、 居之依頼、 殿江相続ニ遣シ御座候処、 封籍之義者、上ヨリ引取上当校江封籍証願出候事、 右娘之内江封籍仕度旨、依而上借家之義二付、 付平三郎戸主名ニして同居出来候物哉、且亦下四組右こ の娘縁付被致候ニ付、一端浅井へ同居之上母この一名丈 然ルニ当時上ニ而母この名前之処、右同居ニ 先方母病心二而此度浅井氏江同 右七組江今 然ル 且亦

書者上京区第廿八組東玉屋町吉野広助と印、 八月六日午後七時、裁判所ツルタ氏懸リ拝書ヲ以、 義ニ付出頭と有之、然ルニ当町ニ無之ヲ以、上京区第廿 明九時尋之 其表

八組東玉屋町総代加藤儀兵衛ケン印ヲ押、右名前之者当

町ニ無御座候と下ケ紙答書候者也

釜座薬師如来例年八月十九日大施餓鬼二付、

薬師防壱人

弐袋更二取斗所存ヲ以、 米袋自然者弐袋相詰メ被下候ハ、、忝と依頼被置候ニ付 総代江出頭、 長五郎袋仰キ、三袋置へギ法名札八札添 □西東ニ而一枚ツ、持廻リ候処

小西氏心差厚一袋江七歩斗御詰二付、

別物二致

跡二袋

も西東ニ詰リ、依而総代ニて右日 殿七歩之跡都合致候故、

当月者三袋也、乍去毎年之義ニ付、是ヲ例ニ相不成御心

得而已記し置候者也

毎月戸数改帳交ヨリ参ル節、廻文ママン 品換リ等記載之上順町江廻

ス事、且私総代之初度ニ而先月下向之森氏来住ニ付、当 八月より戸数江加へ、依而当月者弐十五戸地、先月同断ニ

而蛸江廻ス

〆八月

八月十八日之事、明十三前半季物産書出之方校ヨリ達シ、 長の氏之咄しニ而手数不入止メニ取斗候 江通知置候処、薬商四里役等ハ先年ヨリ入ス事ニ相成候 依而此時当町ニ而者、殿村氏、西小谷氏、玉 之三軒而已

明治十四年乙二月四日 総代役換二付、 交退加藤儀兵

衛殿宅ニて

然シ先々引合品書帳無之候ハ、 先役加藤儀兵衛殿宅ニて役所持之品引合 後役 小谷五三郎殿

立会箱改受取申候事

当役

谷沢

嘉兵衛

右之者、

当組四百八拾七番地

地券

右ハ本日証之落手仕候也

明治十四年二月十五日

三品宗兵衛回

谷沢嘉兵衛殿

東玉屋町四百八十七番地

処、勝手二付、今般上京区第廿四組真如堂町三品宗兵衛方二 右之者、明治十一年十月ヨリ当町岩井幸七殿借家ニ寄留致候

引取候間、是迄町内ニ右宗三郎之寄留券預置候処、右之次第

二付、 寄留券差戻シ候也

明治十四年四月二日

御答証

殿村元治郎

V ろ

入学無之旨御達シニ付、 早東通知致し候処、 日々両

家共入学仕居候答二付、此段奉申上候也

明治十四年六月廿日

東玉屋町 山村太七印

急達シ書

七月一日ヨリ午前第七時開庁、正午十二時閉庁、諸願伺

届等午前第九時限リ之事、七月一日於当我猶外打漏候間

右之通リ達シ有之候間、早々御通達申入候 為心此段申入候也

六月丗日

不動産所有無有届ケ証

表屋不動産所有

拾七戸

右之内同居人弐戸有之候

表借家

七戸

右之通相違無御座候間、 此段御届ケ奉申上候也

明治十四年七月

惣代

山村-

印龍

百拾弐人

本籍之者

人口本籍并ニ雇入届ケ証

四拾三人 三人 雇入之者 同居人之者

右之通相違無御座候間、

合計メ

明治十四年七月 此段御届ケ申上候也

惣代

山村

前

御答書

役場

十四年前半ヶ年物産出御調之義、 右当町内相調候処無御

座候間、此段御断奉申上候也

明治十四年七月

惣代 山村—

印

御断書

本府第参拾壱号御布達二、生薬種別、産地、採取高并二

品種無遺漏取調候様御達シニ付、早東当町相調候処無御 製薬種別、毎月ノ製量高、毎半期分別紙書式ニ照準シ、

座候間、 明治十四年七月廿日 此段御断奉申上候也

惣代し

歎願

本年甲第百号ヲ以テ確定ニ就テハ、去ル明治九年ヨリ同

上納可致旨御達相成候、然ニ右改租上納之義ハ、私共ニ 十四年迄税仮上納有之候分、本年十月三十一日限決算皆

於テ予テ承知可仕筈ニ候得共、何分自今民費課出相嵩

之御仁恤ヲ仰、 附而ハ物貨騰貴日々生活ニ困却罷在候際ニ付、 前條地租之義丗ヶ年度崩ニ上納仕度、此 何卒格別

段其御筋情願被成下度、 只管困願仕候也

明治十四年七月

東玉屋町

山村太七印

戸長 河原林半四郎殿

但シ、此義ニ付、 町内不動産所有一流ヨリ拙者名当ニ

而連印有之候事

書ヲ以テ家業ト致居候者御取調候処、右当町内ニ於テ無

御座候間、此段御答奉申上候也

明治十四年八月三日

惣代 山村-

印

退校願書

次女 とめ

何卒御聞届ケ奉御願上候也 惣代— 印幕

右之者、今般退校願出候二付、

明治十四年七月廿七日

退校願書

右長々生徒御世話様之段難有奉存候、此度女校場へ入学仕度 長女 きみ加藤儀兵衛

明治拾四年八月八日

候二付、

何卒宜敷御聞届御願申上候

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

退校願書

谷沢たみ

右之者、小覚生徒長々御世話之段難有奉存候、 此度退校奉願

谷沢嘉兵衛

候、宜敷御聞届ケ被成下度、奉御願申上ケ候

前条之通リ被願出候間、何卒此段御聞届之段奉御願申上候也 惣代-

明治十四年八月三日

二五(九〇八)

御答証

御断リ書

テ無御座候間、此段御答奉申上候也 士族ニテ就業之者無業之者御取調ニ御座候処、 右当町内ニ於

明治十四年八月八日

惣代

山村-

印書

左ニ写 別紙之通り達シニ付、 有之候也相達シニ付、 八月八日学校より達シ之義有之候ニ付、明九日午前午学出頭 早東急達シニ而町内へ相達シ置候也 九日午前九字校へ出頭仕候処、則左ニ

月五日ヨリ実施相成候ニ付、 十五日限リ当役場へ差出し候事、 戸長交代期限ニ付、甲第百拾六号ヨリ撰挙投票、来ル 諸願伺届ケ書初メ一行ヲ明 甲第百廿三号布達、 本

ケ置候事

家屋新筑、戸投等之節、番地并ニ坪数棟数等届ケ出 書二不及軽印、 戸長役場へ届類都テ戸主ヨリ惣代ヲ経テ差出し、 就従前町名ニ而モ押捺可有之候事 し可申 惣代奥

布達類延滞之趣二付、

一層注意之事

但シ、借地之向其地主之名前書記之事

旅行届十日以上旅行之者往復届出之事

四年六月 安藤精軒私立病院建役二付、 小検査点数比表第三壱枚相廻シ置候事 早東二御順達可申候也 公告書相通シ之事

八月九日

右之通り達シ有之候間、

此委任状ハ、本年当組通常聯合町会ニおゐて廃棄ニ相成たる 太皷楼之地所を、今般他の組とも協儀之上売払不許也

明治十四年九月九日

各町々弐名ツ、 山村. 印幕

当町 印書

同

浅井

戸長 高谷物兵衛殿

也 候ハ、、当町当月より十五年八月中当町之当番ニ御座 処、 猶十五年九月より大恩寺町へ相延シ之約定ニ候也 一ヶ年ツ、之延り之約定ニ而、大恩寺町五頭ト鬮引

五霊神社之用掛リ之義、当町ト大恩寺町両町ニ而壱人之

明治十四年九月十三日

明治十四年九月

鵜川善兵衛回

当七年九ヶ月 喜代田源助弟 上京区廿八組東玉屋町

養子ニ遣シ度候ニ付、 何卒御除籍被下度、 此段宜敷御取計奉 右之者義今般示談整ヒ、上京区第廿四組蒔絵屋町足立宗七之

御願申上、以上

明治十四年九月

右町

喜代田喜助印

りく印

右者上京区第廿四組戸長伊東吉作殿行、 正二請取候也

送リ籍壱対

明治十四年九月十七日

御届書

住居仕候上京区拾六組新元町安政四年巳十月ヨリ 鵜川善兵衛

まき 六十九年三ヶ月

六十五年五ヶ月

倅 貞治郎 六年七ヶ月

右今般上京区第廿八組東玉屋町梅村重郎兵衛方へ日店仕度候 何卒入籍之処宜敷御取斗奉願上候、以上

請籍壱対

右者上京区第十六組戸長城戸竹治郎殿行、

正二請取候也

鵜川善兵衛回

明治十四年九月十七日

御答書

御霊社氏子総代之義、 当町協儀之上五頭の相延リニ而

等当時相勤メ候ニ付、 此段御届ケ奉申上候也

明治十四年九月廿二日

総代

山村

印印

御答書

滋賀県管下郡村不分

右名前之者、寄留又者止宿相致シ居不申候哉御調ニ付、 早

当町内相調候処無御座候間 明治十四年十月三日 此段御答奉申上候也

山村

印記

総代

暇出御届ケ書

小西金兵衛雇入 栄之助

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

二七(九〇六)

二八(九〇五)

山村太七雇入

明治十四年十月三日

東玉や町

総代 山村(電

御答書

滋賀県下坂田郡村名不分

右之者寄留又者止宿等致シ居不申候哉御取調之処、当町内取

調候処、無御座候間、此段御答奉申上候也 明治十四年十月十九日

東玉屋町

山村太七印

御答書

甲第百七拾五号御布達シ之府会議員撰挙人、地租金五円

以上之上納之者、当町内取調候処、無御座候ニ付、此段

御断奉申上候也

明治十四年十一月十九日

戸長

高谷惣兵衛殿

東玉屋町 山村—

印書

右之者本日暇遣シ候間、此段御届奉申上候也

段御断奉申上候也

円以上之上納之者、

当町内取調候処、無御座候ニ付、此

甲第百七拾五号御布達シ之府会議員被撰挙人、地租金拾

明治十四年十一月十九日

東玉屋町 ・

山村-

印電

戸長

高谷物兵衛殿

雇入暇出し届け証

山村太七

藤三郎

右之者本日暇遣シ候間、 此段御届け奉申上候

明治十四年十二月三日

金壱円 小西市兵衛殿

地方税追徵左二、営業税増金左二

七拾五銭

谷沢嘉兵衛殿

右金額本日相納メ候也 メ金壱円七拾五銭

十四年十二月三日

御答書

近代京都「町」における自治	一金銭取渡簿	一 小学校入費受取帳	一地所間数取調帳	并二物差界引壱本宛一 同地坪合計簿	一 市街一筆簿	一 寺受状簿	但シ、界紙帳	一等頭人名禄	一一戸籍簿	一 町内式法簿	目録	明治十匹年十二月廿五日			一 今股当町内集会夬義ノ上、佐	明治十四年十二月十六日	右今般町席ニテ相定リ候ニ付、	一 五霊神社氏子総代 谷沢嘉兵衛殿	御届証
「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田)	壱冊	壱冊 -	· 市	- 壱冊	· 市	壱冊	Ā	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	老冊 一		日東玉屋町) 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1	左之通森氏江相渡嫔事	森加八砓江総代毀ヲ太順致廃ニ	日 総代 山村太七 一	、此段御届ケ奉申上候也	衛殿	_
二九(九	不 犯之戶当	重豈入用训	錠 釕	東玉屋町印形	薄黄幟風呂敷 同	マチタカ袴 同 ○	火防装束 同 〇	紫縮面織	町名提灯 立会所消ス ○	鑛泉掛金受取通	当用看立会证	归了真么会到	当町内絵図面	買得ノ節証書板挟	但、皮入死后譲り状入	譲リ状并名前扣帳	印鑑帳	区分帳	日記簿
(九〇四)	1 1	四 和	壱 酒 化	壱 壱 個	壱枚 会所へ預ケ	壱匁 会所へ預ケ	弐組 会所へ預ケ	壱ツ	弐張 会所へ預ケ	壱枚	~ ~~	多 册	壱枚	壱	壱個	壱冊	壱冊	壱冊	壱冊

(九〇三)

地主総代

生徒印

学校写真

壱個

弐拾九点 此度所寄会所へ預ケ有之候也外ニ役場へ預ケ有之候羊服ポウ

総計

外二 諸書類一式

大黒天 例年御火焚ノ事

月一日例年之通礼式之事

右之通正ニ預リ申候事

七日起業式之事

森平三郎印

別冊仕訳書

右三通認メ差出ス

前書願出之通相違無之候付、

奥書調印仕候也

右廿八組 戸長

野橋作兵衛

京都府知事

北垣国道殿

同 同

半井

万助

小西金兵衛 小西市兵衛

未納地税年賦延納調書明治九年度分

地税未納分年賦願書差出シ可申候付、左之通差出シ候事

十五年三月十六日

上京区第廿八組

宅地坪 千三拾五坪六合六勺

未納地租金 三円八拾五銭

三拾ヶ年賦

但シ、明治十四年ヨリ同四拾三年迄

右明治九年后半年度分、 市街未納地税一町限仕訳書面之通候

也

明治十五年三月 上京区第廿八組東玉屋町

此段奉願候也

賦延納御聞届ケ被成下度、

候ニ因リ、

時上納難相成候ニ付テハ、

市街未納地税之儀、

時上納可致之処、

物価騰貴民費相嵩 別冊仕訳書之通年

市街地税未納年賦延納之儀二付御願

明治十五年 上京区第廿八組東玉屋町

	明治十五年七月十五日	出有之	此軒下坪数 三坪壱合五勺	一 明治十一年五月 普請建家壱ヶ所	此軒下坪数 三坪五厘	一 明治拾年三月 普請建家壱ヶ所	記				十五年三月十六日	差出シ候事	同十一年度ハ六円三拾八銭六厘ト認メ三通差出	明治十年度ハ六円三拾八銭六厘ト認メ三通差出ス	右之通九年后半年度 ト相認			
				小谷五三郎		山邑			同	評価人 小			メ三通差出ス、	<三通差出ス	ト相認メ三通差出ス	同	同小	地主総代 小
	総代——			三郎		多七	₹ ₹		半井 万助	小西金兵衛	卯八		、都合九通			半井 万助	西金兵衛	小西市兵衛
明治十六年一	記	十二	左明治十五年中御役員 樹	11 金番	A	同	同 七月改	金番	当町議員	i i	明治十五年一	九月十	此軒下	一明治五年十	此軒下	一 明治九年六月	此軒下	一 明治八年三月
月一日 例年通		十二月十五日 —	+中御役員材	谷 沪嘉 兵	た尺唇头有炭	加	設	小西市兵衛殿	谷沢嘉兵衛殿	半井 万助殿	月改	- 一日差出ス	- 三坪五合	十十月 普請建家壱ヶ所	- 四坪六合五勺	十六月 普請建家壱ヶ所	全ク五坪弐合五	二月 普請建家壱ヶ所
例年通年賀出礼之事						金番兼ル	当町議員	F 7	明台十六年七月攻	金番	明治十六年一						勺	
						小谷五三郎殿	小谷五三郎殿			半井 万助殿	月	総代 森		加藤義兵衛		小谷忠兵衛		殿村長兵衛

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」― (西村・奥田)

三 (九〇二)

七番戸 三番戸 壱番戸 土蔵三坪七合五勺 十二番戸 十六坪五合 五番戸 明治十六年二月、建家坪数并ニ土蔵坪数左之通書出シ置候事 同 同 十八番戸 十六番戸 十一坪 右出頭可致候事 土蔵六坪一合八勺 明治十六年一月 十四坪八合五勺 廿三坪四合 五坪五合三勺 十七坪四合 廿三坪七合 十一日 七目 例年之通稽古始メ之事 例年之通起業式之事 六番戸 四番戸 二番戸 廿一番戸 十九番戸 九坪五合 八番戸 十七番戸 十七坪四合 十三番戸 十五番戸 十五坪壱合 六坪八合五勺 十七坪 十二坪一合六勺 十坪 廿六坪二合五勺 五坪五合三勺 森平三郎印 廿六番戸 廿四番戸 廿一坪三合 右之通二御座候也 廿八番戸 十五坪 廿二番戸 総計 土蔵総計 建家総計 事 此般一分ノ利足引ニテ皆納致候、仕訳書左之通差出シ候 客明治十五年三月願済二相成候地租未納年賦延納之儀 二月十三日 高金 拾六円六拾弐銭弐厘 四百五十坪七合五勺 但シ、明治十四年ヨリ三十ヶ年賦、壱ヶ年金五拾五 銭四厘、末年金五拾五銭六厘 十坪 廿二坪五合 市街宅地税年賦延納願仕訳書 四百十坪三合二勺 四十坪四合三勺 廿三番戸 三十四坪壱合 廿五番戸 廿二坪七合五勺 廿九番戸 廿七番戸 仮納決算不足額明治九、十、十一、三ヶ年改租中 十三坪 森平三郎

内

金五拾五銭四厘

明治十四年分賦金

金五拾五銭四厘 明治十五年分賦金

差引 金拾五円五十一銭四厘

内 金拾円三拾五銭八厘 十六年ヨリ向四十三年迄

廿八ヶ年分利引

差引 金五円拾五銭六厘也

合金六円廿六銭四厘也

右之通一時上納可仕候也

明治十六年二月 上京区第廿八組東玉屋町

上京区長 杉浦利貞殿

溝サラヱニ付間数書

南側五十七間二分九厘

北側四十九間五尺六厘

合

百〇六間八分五厘

右之通ニ有之候也

明治十六年二月

総代

森平三郎

戸長 半井安兵衛殿

当町北側三品惣兵衛殿地券ヲ以、

金子借用致度候二

半井万助印

金拾壱円九十七銭七厘

内金七円九十八銭九厘也

差引金三円九十八銭八厘也

金四十一銭三厘

右之通前々より取調相違無之、 合計金四円四十銭壱厘也 依テ上納候也

明治十六年四月十三日

半井殿 森

森平三郎

付、戸長ノ奥書願度間、添書之義被頼出候間、

差出シ

有之候事」此分更ニ取消ス事

明治十六年三月十七日

右之一条即刻返金二相成候間、 取消ノ事

当町岩井幸七殿借家東ノ方へ三品惣兵衛殿借宅致度段被 願出候間、 此段至急達ヲ以相廻シ候処、差支無之事

十六年三月廿九日

(F)(#

市街地租未納年賦延納一時上納金高 金残リ高九、十、十一、三ヶ年分賦

現納高 十五年以後一 割利引額

明治十四年分賦金

相成候事二

三四 (八九九)

	合計 百三十九人 三十三人	本籍 百六人	人口		月五厘宛集メ、先六ヶ月程ノ事ニ有之候事	明治十六年四月ヨリ、ヘキ病院新築費本籍雇入リモ壱人壱ヶ		明治十六年四月十四日	右年賦集メ三十三銭過上、金番様へ預ケ皆納候事	△三品殿 △岩井殿 △会所	△掛見殿 △殿村殿 △小谷殿 △小の殿	△カト殿 △小金殿 △半井殿 △小新兵衛殿	西村殿 △梅村殿 △小りす殿 △谷沢殿	△山村殿 △小谷殿 △浅井殿 △高谷殿	乙清才展
一 金十四円 二	一 金九円八十銭 銭	収入部	差引 金二十三円七十二	内金壱円九十銭五厘	金四円五十銭	金六円四十三銭	金壱円〇八銭	金壱円	金二円四十銭	金四円八十銭	金七十二銭	金壱円四十五銭	金三円二十五銭	内訳	- 金二十五円六十三銭
二銭五厘不動産所有セサル表家壱戸ニ付、	銭五厘不動産所有スル表家壱戸ニ付、		-二銭五厘	· 号外議案徴収過剰	同	行厨代	界紙代	炭茶代	受附小使日当	書記日当	報告書五十部	議案五十部	椅子五脚代		

差引 金七銭五厘

過剰

五枚ヲ懸ルニ一聞シ弐通ハ四名持トシ、亦三通ヲ町持ト

此段後日心得記シ置

定

都合五通也、

持主 殿村元治郎

建家壱ヶ所

但シ、地所持主

清水庄七殿

右之建家壱ヶ所、今般示談ノ上中川常七殿へ代金三十円

ニテ売渡シ候ニ付、 連印ヲ以御届ケ申上候、宜敷御取計

奉願上候也

明治十六年十一月十五日

上京区第廿八組東玉ヤ丁 (青)

親類惣代 殿村長兵衛印 常七個

買主

中川

弐

山村

太七殿

浅井平兵衛殿

買受人 半井

東玉屋町

森平三郎殿

万助(電

懸見喜兵衛殿 殿村長兵衛殿

小谷忠兵衛殿

谷沢嘉兵衛殿 平三郎殿

弐

小西金兵衛殿

加藤儀兵衛殿

梅邨重三郎殿

弥七殿

高谷

小野太三郎殿

小谷五三郎殿

浅井新兵衛殿

三品物兵衛殿 弐

小野弥七殿 改十二月十九日御届ケ附替ル 前川市兵衛殿

岩井

孝七殿

喜代田源助殿

清水庄七殿

右之通、月六銭八厘五毛宛御出金

明治十七年十二月七日 初会

明治十八年一月一日

越候得共、

時節柄二付、一

端相断通不残返却致候、 当町江も講札十枚ヲ以依頼被

然ル 則通

江一通月五十銭掛依頼込、

此度当校用懸北村常氏家柄不都合と之義ニ付、

組内各町

年賀之事

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

折悪帳簿検査中江持込其取成甚悪ク不止得立会、

三五 (八九八)

一月十日

并ニ開業式ノ事

右之通ニ有之候也

明治十八年一月

東玉屋町御中

総代 森平三郎

小の 清水

弥七印 庄七印 谷沢嘉兵衛回 掛見喜兵衛印 前川市兵衛回

并ニ電電

一月十日 記業式ノ事 明治十九年一月一日

年賀之事

明治十九年十一月より上廿六、廿七、廿八、廿三、四ヶ組連

合戸長役場壱ヶ所ニ相成候也

戸長 皆山源治郎

平三郎

明十九年十一月一日

右之通廻達二及候也

記

森平三郎印

小谷忠兵衛回 小西金兵衛 加藤義兵衛印 梅村重三郎

高谷 弥七 浅井平兵衛回 三品宗兵衛@

小谷五三郎

小の太三郎印

岩井 幸七卯

是より弐枚分金壱円渡シ 山村多七回 小西駒太郎

殿村長兵衛印 明治廿一年中役中

右之通割戻シ相済候也 明治二十年二月一日 但シ、券状一通ニ金五十銭割 町総代 衛生組長 兼 森

記 前半年金番 徴発物計掛

今般小西金兵衛殿所有地并ニ建家トモ、大恩寺町河合久

致有之事 兵衛殿へ売渡シニ相成候、就者式目帳ニ本文相認メ連印

明治廿年十二月十四日 総代 森平三郎

記

成候、就者本文同断連印有之候事 明治廿年十二月十四日 総代 森平三郎

今般山村太七殿所有地壱ヶ所、山村善助殿へ売渡シニ相

今般小西金兵衛殿へ御恵として金七円也差上候事

明治廿年十二月十四日 総代 森平三郎

戸数 営業者 内訳

記

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田)

勘定目附方

半井 谷沢

万助

嘉兵衛

梅村重郎兵衛

ル

平三郎

右之通立会ノ上相定候事 総テ町用兼ル

記

し二相成候、就者本文式目帳ニ有之候事 右之一条ニ付、定之通金五円也小谷氏へ差出ス事

今般小谷五三郎殿所有地建家トモ、谷田孫兵衛殿へ売渡

明治廿一年五月 町中立会

明治廿一年現在戸数

二十戸

十八戸 三七 (八九六) 内商業十六戸

1		

無業 職員 壱戸 工業

但シ、 病院へ出勤

壱戸 サル者
但シ、資産ヲ有シ営業セ

十一戸 満廿三年已上ノ者但シ、明治廿年三月ニテ

地租ヲ納ル者

国税金弐円已上納ル者 壱戸 満廿三年已上ノ者但シ、明治廿年三月ニテ

右之通ニ御座候也

明治廿一年六月十五日 総代 森平三郎印

壱ヶ町共有 土地壱ヶ所 此金三円九十九銭

共有金穀如件

右之通御座候也 壱ヶ町共有 家屋壱ヶ所 此金六十円也

Ò

右之通立会決議ノ上、答書差出シ有之候也

明治廿一年六月廿五日 総代 森平三郎

是迄町中所有地所建物、今般森平三郎へ附替登記相済候

明治廿二年一月

山村善助

三八 (八九五)

売主物代

森

平三郎

明治廿二年中役掛リ

不持候事決定候也別段日記扣ルニ不及候由ニ付、

町総代兼ル

後前 梅村重郎兵衛 加藤 義兵衛

半井 万助

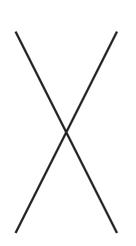
勘定方

総テ町義務員

出納方

梅村重郎兵衛

当直金番立会



明治廿九年四月廿日 午后一時集会

事

衛生組長撰挙会開ク

正ニ、上羽新七殿

右撰挙当撰ス

本日総代ニ関スル帳簿書類其他器具等、前役立合之上相

預リ候也

明治三十年一月三日 立会人 前惣代 新七氏

梅村重郎兵衛氏

小西 市兵衛氏

浅井 平兵衛

当役

一月九日、新年宴会併テ定期惣会ヲ開キ、 町則ニ対スル修正

決議ノ要件ハ町則ニ記入ス

町幹事改撰举

正幹事 山村善助氏

副幹事

川口寅蔵氏

去ル九日、 定期総会ニ於テ決議ノ正幹事山村善助氏、 明春惣

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田

代相廻り候ニ付、重複之点ヲ以テ辞任相成候間、 嘉兵衛氏へ相譲り可申候故、差支無之或否ヤ相計候処、 同点者谷沢

者無之、依テ正幹事ハ谷沢嘉兵衛氏ニ決議ス

月十四日

取調可致旨区役所ヨリ申来リニ付、左之通リ書出シ候也 徴発ニ関シ家屋ノ軒数并ニ畳数、倉庫ノ棟数及畳数、至急ニ

家屋 軒数 弐拾六戸

畳数 七百六十六帖

棟数 十一棟

倉庫

月十四日 畳数 弐百五帖

其筋ヨリ照会有之候ニ付、左之通リ書出シ可申候也 各町貸家々賃及敷金并二持主住所氏名等必要之儀有、 取調方

明治三十年三月拾五日

一ヶ月貸家料 敷 金

同壱円八十銭 金壱円五十銭 ナシ 同元廿八東玉屋町 上京区元廿四蒔絵や町 早田 平助

二番戸 壱番戸

ナシ

高木

幸助

三九 (八九四

十九番戸	i i	・廿七番戸	・廿六番戸	・弐十四番戸		弐十弐番戸	十九番戸	七番戸
同三 円 五 十 参	i	同三円弐十銭	同弐円弐十銭	金三円五十銭	一 ヶ 月	同志を 一売を 金売百円	同四円弐十銭	同七円
同四 円 四十 針	1	ナシ	金弐円四十銭	ナシ	敷金	ナシ	同拾円	金三拾円
~ 同一元廿三組毘沙門町		同同	同同	上京区元廿八東玉屋町		同廿八組東玉屋町	上京区元廿四蒔絵や町	下京元三衣棚町
権本タケ	Ĉ.	人	岩井幸七	小西 駒太郎		家代掛見惣松	早田平助	西村吉右衛門
	明治三十年十二月四日	当町各戸及掛家敷諸氏共契約捺印致候也	上羽新七氏右五名氏選挙高点二付依託シ	半井万助氏、谷沢嘉兵衛氏、浅井平兵衛	設置相成候付、町内規約内規共修正可致	明治三十年十一月十五日附以、区役所よ		明治三十年七月
	当役 高木幸助		シ、右規約弐通出来、	解氏、百木伊之助氏、	ノ決議ニ寄、修正員	リ市内一般公同組合		当役 高木 幸助

支無之候ニ付、 成候所、 当町第壱番戸片山弥三吉殿、本日左記之通以書面ヲ御依頼相 当日小西市兵衛氏席ニ於御一流へ御報告仕候処、差 該書面町内之箱へ納置候事

右之通リニ候也

今般当町協議之上、半季計算ニ対シ坪割ヲ廃止シ戸数割

及不勤料等ヲ改正シ、其他経費予算案計算簿ニ対スル一

ヶ年ノ収出等、

別則之通リ議決候也

明治三十年七月三日

総代

浅井平兵衛

今般拙者義、御町御規則ニ仍掛屋敷同様ニ御取扱被成 京都市二条通室町東入東玉屋町

片山弥三吉

明治三十年十二月四日 片山弥三吉印 下被降度、此段御依頼二付御届申上候也

東玉屋町惣代 御掛り御中高木様

立会人 前総代 本日総代ニ関スル帳簿書類共他器具等、前役立会之上、

正ニ預リ候也

浅井平兵衛

公同組合長山村善助氏満期ニ付改選之処、当選ニテ本日組合

長山村善助、常置員上羽新七、半井万助ノ三氏立会ノ上事務

明治参拾壱年七月六日 明治参拾壱年七月六日

谷沢嘉兵衛

(おくだ いあり・同志社大学経済学研究科後期過程)(にしむら たかし・同志社大学経済学部)

近代京都「町」における自治―明治期における「日記帳」―(西村・奥田)

四一(八九二)